資料３－２

入国者の輸入する加熱式たばこに係る
簡易税率の見直し

令和８年１１月２０日
関税・外国為替等審議会
関　税　分　科　会
財　務　省　関　税　局

１．現行制度の概要

本邦に入国する者がその入国の際に携帯し、又は別送して輸入する貨物（以下「携帯品等」という。）に対する関税の率については、関税、内国消費税及び地方消費税の率を総合したものを基礎として算出した税率（以下「簡易税率」という。）によることとされている。ただし、入国者が携帯品等の全部について簡易税率によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、この限りでないとされている。（関税定率法第３条の２）

（参考１）簡易税率は、入国者の携帯品免税の範囲（例：酒類３本、加熱式たばこ個装等 10 個等）を超える数量の携帯品等について適用され、焼酎等の蒸留酒 300 円／L、ワイン等 200 円／L、加熱式たばこ 15 円／本等、その他の物品 15％とされている（関税定率法別表の付表第１）。

（参考２）簡易税率を適用しない貨物として、①関税が免除又は無税とされる貨物、②関税法第 10 章の犯罪に係る貨物、③商業量に達する数量（旅具通関の対象範囲を超える）の貨物（課税価格が 10 万円以下のものを除く。）、④米、こんにゃく芋等の高関税の貨物、⑤１個又は１組の課税価格が 10 万円を超える貨物が規定されている（関税定率法第３条の２及び同法施行令第１条の２）。

（参考３）簡易税率を適用する場合には、内国消費税（消費税及びたばこ税等）及び地方消費税を課さないこととされている（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第２条の２、地方税法第 72 条の 78）。

簡易税率の制度については、関税、内国消費税及び地方消費税の率を総合して設けることで、入国者が携帯品等に課せられる税率を容易に知り得ることとすることにより、入国者に対する税関手続の簡素化及び迅速化を図ることを目的として、昭和 42 年に設けられたものである。

２．検討

加熱式たばこに係る簡易税率については、令和５年度関税改正において新設されたものである（令和５年４月１日施行）。この加熱式たばこの簡易税率の水準については、入国者が携帯品等として実際に輸入する加熱式たばこの価格等の実態調査を行った上で、実際に適用される関税率、たばこ税率及び消費税率により税額を算出し、この算出した税額を元に簡易税率の水準を設定している。

令和７年度税制改正においては、防衛力強化に係る財源確保のためとして、①加熱式たばこに係るたばこ税の課税方式の見直し（紙巻たばこと同等の税負担化）及び②たばこ税の税率の段階的な引上げのための制度改正が行われている（①令和８年 10 月施行、②令和９年４月等施行）。

（参考４）加熱式たばこに係る課税方式の見直し

課税の公平性を確保する観点から、葉たばこスティックとそれ以外の加熱式たばこに区分した上で、価格要素を廃止（重量の要素のみで判定）し、紙巻たばこと同等の税負担となるように重量換算係数等を見直し。

（参考５）たばこ税の税率の段階的な引上げ

令和９年４月１日以降、たばこ税の税率を段階的に 1.5 円/本引上げ（特定販売業者以外の者は現行 15.244 円/本⇒16.744 円/本）。

具体的には、①令和９年４月１日：+0.5 円/本、②令和 10 年４月１日：+0.5 円/本、③令和 11 年４月１日：+0.5 円/本の引上げが予定（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第 49 条等）。

たばこ税の税率等については、関税、たばこ税及び消費税等の率を総合して算出する携帯品等の簡易税率の水準にも連動し得ることから、現行の簡易税率の水準の見直しを検討する必要がある。

（参考６）現行の加熱式たばこの簡易税率は、葉たばこスティック：15 円／本、葉たばこカプセル及び充塡グリセリン等（セットにして小売用の包装にしたもの）：50 円／個等。

今般、加熱式たばこに係る簡易税率を新設した際と同様に、実際に携帯品等として輸入された品目の実態調査を行い、①加熱式たばこに係るたばこ税の課税方式の見直し及び②たばこ税の税率の引上げを踏まえて再計算した場合の簡易税率の水準は以下のとおりとなる。この簡易税率の水準は、携帯品等として実際に輸入される加熱式たばこの価格等を踏まえて算出した税率であり、適切な水準と考えられる。

① 葉たばこスティック：18 円／本
② 葉たばこカプセル及び充塡グリセリン等（セットにして小売用の包装にしたもの）：52 円／個
③ 充塡グリセリン等（小売用の包装にしたもの）：131 円／個

（参考７）葉たばこカプセル及び充塡グリセリン等（上記②及び③）については、実態調査において携帯品等による輸入が確認されなかったことから、国内で販売されている加熱式たばこの小売定価等から逆算して税額を算出。

（参考８）令和 10 年４月以降のたばこ税の税率の引上げに伴う、加熱式たばこに係る簡易税率の水準については、令和 10 年４月１日施行の課税価格決定の特例の廃止を見据えつつ、より実態を踏まえた適切な税率水準となるよう、改めて税率の水準を検討する予定。

３．改正の方向性

入国者の携帯品等に係る「加熱式たばこ」の簡易税率の水準については、
①葉たばこスティック：18 円／本
②葉たばこカプセル及び充塡グリセリン等（セットにして小売用の包装にしたもの）：52 円／個
③充塡グリセリン等（小売用の包装にしたもの）：131 円／個
とすることが適当ではないか。